

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 8 月 26 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 9 番 藍原 章

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
② 項目ごとに一括質問一括答弁

（質問番号 2） 発 言 事 項	市民後見人制度の活用促進と成年後見人等、送付先 住所変更の一括手続について
要 旨	厚生労働省が令和7年に発表した調査によると、令和7年における認知症高齢者（65歳以上）の推計人数は <u>471.6 万人</u>、軽度認知障がいの高齢者（65歳以上）の推定人数は約 <u>564.3 万人</u>とされている。加えて、判断能力が不十分な者は、令和4年の推計で精神障がい者が約 <u>614.8 万人</u>、知的障がい者が約 <u>126.8 万人</u>と、なっています。 近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まることを見込まれます。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であります。特に、市民が後見人として活動する「市民後見人制度」は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められています。 一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい現状

があります。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側においても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくないと考えられます。

そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これにより、市民後見人を含む利用者の負担軽減と、行政事務の効率化の双方を実現できるのではないのでしょうか。

- ① 本市における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数と、今後の見通しについて問います。
- ② 成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について、本市はどのように課題を認識しているのか、また、導入に向けた具体的な検討状況及び実施時期の見通しについて問います。
- ③ 市民後見人制度の活用促進に向けた市の取組状況と、今後の方針について問います。